

社団法人 日本東洋医学会定款

(昭和58年 8月16日 変更認可)
(昭和61年 6月30日 変更認可)
(平成元年 8月14日 変更認可)
(平成3年 11月18日 変更認可)
(平成13年 3月26日 変更認可)
(平成14年 7月11日 変更認可)
(平成18年 8月18日 変更認可)
(平成19年 8月24日 変更認可)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人(以下「本会」という)は、社団法人日本東洋医学会という。
2. 本会の英文名は、THE JAPAN SOCIETY FOR ORIENTAL MEDICINEとする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区海岸1丁目9番18号国際浜松町ビルに置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、東洋医学に関する研究の発表、連絡、提携及び促進を図り、東洋医学の進歩普及に貢献し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催及び会誌その他の出版物の刊行
- (2) 専門医認定制度
- (3) 東洋医学に関する調査研究
- (4) 内外の関連諸機関との提携及び交流
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 医学、薬学、針灸等についての資格を有する者で東洋医学に関する学識を有するもの、又は東洋医学に関する研究業績を有する学術研究者。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する団体又は個人。
- (3) 海外会員 本会の目的に賛同する海外在住の日本人及び外国人。
- (4) 名誉会員 本会に功勞のあった者で、理事会の推薦により、総会の承認を得たもの。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書に入会金及び当該年度の会費を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 本会の入会金及び会費は、総会の議決により別に定める。

(会員の事業参加)

第9条 本会の会員は、会誌の配布を受け、施設を利用する等本会の事業に優先的に参加することができる。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人若しくは団体である会員が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。ただし、会員を除名しようとするときには、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき

第4章 役員、代議員、社員及び職員

(役 員)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事17名以上20名以内（うち、会長1名、副会長2名以内、常務理事1名）
- (2) 監事 2名

(代議員)

第14条 本会には160名以上200名以内の代議員を置く。

(社 員)

第15条 役員及び代議員をもって民法上の社員（以下「社員」という。）とする。

(役員を選任)

第16条 会長、副会長、常務理事、理事及び監事は、総会で選任する。

2. 選任方法は総会で定める規則による。
3. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第17条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代理し又は行う。
3. 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
4. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること

(役員任期)

- 第19条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、会長、副会長、常務理事及び監事は2期を限度とし、その他の理事は、4期を限度とする。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

- 第20条 役員が各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。その場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

- 第21条 役員は、無給とする。

(代議員選任)

- 第22条 代議員は、正会員の中から、選挙により選任する。
2. 代議員の選挙は、別に定める規定に基づいて行う。
 3. 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規定に従い、速やかに欠員を補充する。

(代議員職務)

- 第23条 代議員は、総会に出席し、審議事項を議決する。

(代議員任期)

- 第24条 代議員任期は2年とし、4月1日より翌々年の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。
2. 欠員又は増員により選任された代議員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 代議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(代議員解任)

- 第25条 代議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。その場合、その代議員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとみとめられるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(代議員報酬)

- 第26条 代議員は、無報酬とする。

(事務局及び職員)

- 第27条 本会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
2. 職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。
 3. 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第28条 理事会は、毎年3回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(総会の構成)

第31条 総会は、社員をもって組織する。

(総会の招集)

第32条 通常総会は、毎年1回以上会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたときは、会長が招集する。

3. 前項のほか、社員現在数の5分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 総会の招集は、少なくとも14日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第33条 総会の議長は会長とする。

(総会の定足数等)

第34条 総会は、社員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、社員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第35条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表についての事項
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(会員への通知)

第36条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第37条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第39条 本会の資産を分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第41条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第42条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、原則として毎事業年度開始前に、理事会及び総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。この場合においては、翌会計年度開始後最初に開催される総会において、これに係わる承認を得なければならない。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第45条 本会の収支決算は、会長が作成し、収支計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第46条 本会が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、

かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第47条 第41条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第50条 本会の解散は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第51条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第52条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
 - (2) 会員の名簿
 - (3) 役員及び他の職員の名簿並びに履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書及び事業計画書
 - (10) 収支計算書及び事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
3. 第1項第1号、第2号及び第4号の書類、同項第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第53条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附則 (原始定款)

1. 従来日本東洋医学会に属した会員及び権利義務の一切は、本会が継承する。
2. この定款は、文部大臣の設立許可のあった日から施行する。

3. 本会の設立当初の役員は第13条の規定にかかわらず別表の通りとし、その任期は第19条の規定にかかわらず昭和52年通常総会までとする。
4. 第43条の規定にかかわらず、本会の設立年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
5. 第48条の規定にかかわらず、本会の設立当初の会計年度は設立許可のあった日から昭和52年3月31日までとする。

附 則 (平成18年6月24日総会決議)

1. この定款変更は、文部科学大臣の認可を受けたときに効力を生じる。
(以下、変更後の定款を「本定款」という)
2. この定款変更により、変更前の定款(以下「旧定款」という)における社員はその資格を失い、本定款の役員及び代議員をもって本定款における社員とみなす。
3. 旧定款における本会の会員(正会員・賛助会員・海外会員・名誉会員)の地位は、前項に記載する場合を除き、本定款においても従前と同様とする。
4. 旧定款における役員(会長・副会長・常務理事・理事・監事)の地位は、本定款においても同様とする。なお、役員任期は平成19年3月31日に終了する事業年度に関わる定時総会の終了の時までとする。
5. この定款変更の効力が生じたときから旧定款における評議員をもって本定款における代議員とみなし、その任期は平成21年3月31日までとする。なお、平成19年3月31日までの間は、定款第14条の規程に関わらず、本項の代議員の数をもって代議員の定数とする。
6. この定款変更の効力が生じた後、速やかに、本定款第14条及びこの定款変更と同時に変更される変更後の細則(以下「細則」という)第7条1項(1)に定める定数200名に不足する員数につき、次のとおり、代議員を選出する。
 - (1) 選出する代議員の数は、定数200名から前項記載の代議員数を控除した残りの員数とする。
 - (2) 選出方法は、定款第22条及び細則第7条に従う。但し、理事会推薦代議員の数及び都道府県選出代議員の選出数は、次のとおりとする。
 - ① 理事会推薦代議員：細則第7条1項(5)(ロ)の定数から本附則第5項の代議員の内、理事会推薦代議員の数を控除した残りの数。
 - ② 都道府県選出代議員：細則第7条1項(6)(ロ)の選挙区ごとに、その定数から各選挙区において選出された本附則第5項の代議員数を控除した残りの数。
 - (3) 本項により選出された代議員の任期は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。
7. この定款変更に伴う措置については、本附則に定めのある場合を除き、理事会がこれを定める。